

八尾市指令R4再 第101号

一般廃棄物再生輸送業指定証

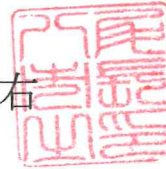
住所 大阪府大東市深野5-4-22

氏名 植田油脂 株式会社
代表取締役 高橋 史年 様

八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり指定をしたことを証します。

令和4年5月1日

八尾市長 山本 桂右



指定の有効期間	令和4年5月1日～令和6年4月30日
取り扱う一般廃棄物の種類	揚げかす
指定の条件 (1) 再生輸送先は下記の施設とする。 名称：植田油脂株式会社（新田工場） 所在地：大東市新田北町3-37 (2) 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (3) 指定業者は以下のことを遵守しなければならない。 1. 指定業者は、再生輸送の業務を他人に委託してはならない。ただし、市長が適当と認める場合にあつては、この限りでない。 2. 指定業者は、再生輸送車両の故障等やむを得ない事情がある場合を除き、再生輸送に係る一般廃棄物の積替えを行ってはならない。 3. 指定業者は、前項の規定により積替えを行ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。 (4) 指定業者は、当該再生輸送業の指定に係る申請事項に変更があつたとき、又は、その事業を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生輸送業指定変更・廃止届出書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。	

令和5年8月29日 書換交付